

4. 総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）（案）の説明

2. 入所に関すること

（1）募集の案内について

クラブの募集案内は、市内保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等において、広く行うこと。

（2）入所の要件について

ア 小学校1年生から6年生までとする。

イ 児童が大和郡山市内に在住又は在学である。

ウ 保護者が入所を希望する。

エ その他、特別な事情があり、児童の健全育成に資すると運営協議会で認められる場合。

（3）入所の決定について

ア 入所承認

運営協議会は、余裕を持って入所決定（承認・不承認）を通知する。

イ 入所期間

① 期間は小学校終了後の最初の3月31日までとする。

② 随時途中入所ができるものとする。

ウ 入所説明会

① 児童登所日前に、児童の安全指導や保護者と支援員のコミュニケーションを図るため、単位クラブは保護者説明会を行う。入所児童も支援員と「顔合わせ」をすることが望ましい。

② 説明にあたっては、登降所、連絡方法、持ち物、非常時の対応、保育料の納入方法など、運営協議会が作成した入所後の決まりについて記載した「大和郡山市放課後児童クラブ入所のしおり」などの説明書を配布し、説明すること。

③ 児童の健康状態・家庭状況を把握し、緊急の場合に備えるため、必要な書類への記入を保護者へ依頼する。

(4) 入所の手続きについて

ア 入所案内説明書・申込書等の配布

- ① 運営協議会は入所案内説明書を作成し、単位クラブは申込みに必要な書式とともに配布を行う。
- ② 説明書には、運営協議会はクラブの運営内容、入所の申込手続きに関すること、保育料などをわかりやすく掲載すること。
- ③ 説明書・申込書などの配布は、申込者の利便性を図るために、単位クラブ及び大和郡山市で配布できるようにすること。

イ 申込み受付

申込書の受付は、単位クラブで行う。

- ① 4月1日から1年間利用希望者：利用を希望する前年度の2月初旬
- ② 年度途中から利用希望者：利用開始希望日の5日前まで

3. 施設に関すること

(1) 施設の基本的な基準について

クラブは、児童が家庭の代わりに帰っていく場所であり、一定の数の児童が遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたり、児童が集団で生活をする場所である。そのためには、一定の広さを確保し、衛生及び安全に配慮された施設であること、また、多数の児童と支援員とが生活するために必要な施設・設備が備えられている必要がある。

ア 整備の考え方

① 整備箇所の選定及び整備計画

大和郡山市は、市内の小学校区ごとに、必要な箇所数で適正な規模のクラブを設立する。その際、将来にわたる利用者需要や現施設の老朽化も考慮し設立することも必要ではあるが、まずは、現状に即した計画として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、小学校等の余裕教室の利用を優先的に検討する。

- ② 整備に当たっては、建築基準法など関係法令を遵守し設計施工を行うこと。

イ 施設整備のガイドライン

施設	ガイドライン
----	--------

玄関	① 雨天時等の出入りに支障のないようにひさしを設置し、必要に応じて泥よけマットなどを備える。 ② 玄関灯を設置する。 ③ 玄関は適正な高さで段差をなくし、低学年児や特別支援対象児に配慮した作りとする。 ④ 出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮する。 ⑤ 児童数に必要な傘立てや下駄箱を設置する。 玄関付近に連絡箱やお知らせを掲示する場所を設ける。
保育室	① 保育室は、児童の生活（休息・遊び・学習など）ができるように活動部が児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さを確保する。 ② 各部屋は支援員が児童の様子を見渡せる設計とする。 ③ ロッカーは、カバンや着替えなどを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分を確保する。 ④ ロッカーや本棚は、低学年児にも使いやすい高さとし、倒れることのないように固定する。 ⑤ 保育室は、日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置する。 ⑥ 照明器具は、落下防止に配慮し、安全カバーを取り付けるか、割れないプラスチック製のLEDを設置する。 ⑦ 空調設備は、部屋の面積に対応したエアコンを設置する。 ⑧ 保育室の換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵を設置する。 ⑨ 保育室の床はフローリング等清潔に保てるように配慮する。
休養室	児童および職員が休憩や着替えなどに利用できるような隔離したスペースを確保する。
台 所	厨房には、IHクッキングヒーター・流し台、電気温水器等を設置し、必要な換気設備を設ける。
洗 面 所	① 水飲み及び手洗い場は低学年にも使いやすい高さとする。 ② 洗面所には、衛生上必要な液体石けんを設置する。 ③ 蛇口の数、児童数に見合った数を設ける。 (1施設に4つ程度を目安とする)
ト イ レ	① 児童が利用しやすい位置に設け、男女別とする。 ② トイレの数は、児童数分に見合った数を設ける。 ③ トイレは、換気のための窓や設備を設置する。
事 務 室	職員が行う事務のためのスペースを設ける。

屋外の遊び場	① 屋外の遊び場を確保する。学校校庭などを活用する。 ② 雨天時の遊び場も確保する。学校や公共の施設、体育館などを借用できるようにしておく。
そ の 他	① 保育室は、十分な採光、日照、通風が得られるようにする。 ② 窓には、網戸及びカーテンやブラインドなどを取り付ける。 ③ 非常時に備えて、玄関以外に出入り口を設ける。 ④ 特別支援対象児の入室を考慮し、施設全体をバリアフリーとする。 ⑤ 足洗い場の設備を設ける。 ⑥ 消火器は緊急時に速やかに使えるよう設置する。 ⑦ 非常通報装置および、防犯グッズを設置する。

ウ 備品購入・設備等の修繕についての考え方

クラブに係る安価な備品の購入又は設備等の修繕（「エ 備品又は設備一覧」参照）については、保育料及び運営補助金の中で賄うものとする。ただし、高額となるため賄うことのできない場合は、運営協議会は、次年度、大和郡山市の予算要求までに、計画的に、見積書及び写真等の資料を大和郡山市へ提出すること。大和郡山市は、予算要求を行い、予算が付き次第、優先度の高いものから実施する。

※「高額」の目安は、10万円以上（消費税込み）とする。

エ 備品又は設備一覧

机	空調設備	児童用ロッカー
事務机・椅子	網戸	傘立て
支援員ロッカー	扇風機	救急箱（＊下表参照）
冷凍冷蔵庫	本棚	壁掛け時計（＊下表参照）
食器棚	電話・FAX	キャビネット
湯沸かし器	コピー機	郵便ポスト
電子レンジ	パソコン・プロバイダー	工具類
冷水器・冷茶器	携帯電話・通話料	ゴミ箱（屋外用）
コンロ	消火器	ネットランチャー
食器乾燥機	カーテン（＊下表参照）	さすまた
洗濯機	布団	非常通報装置
物干し竿	倉庫・物置	表札・名称プレート
掃除機	下駄箱	
（＊） 備品に関する注意事項		

カーテン	防災処理をしたもの
救急箱	必要なものを児童数に応じて備え、使用期限を確認のこと 参考：①体温計②はさみ③ピンセット④毛抜き⑤タオル⑥三角巾⑦消毒液(マキロンなど) ⑧カット綿⑨滅菌ガーゼ⑩絆創膏⑪消炎鎮痛剤(エアーサロンパスなど) ⑫湿布剤(サロンシップなど)⑬熱救急シート(冷えピタなど)⑭その他
壁掛け時計	遠くからでも見やすいもの
キャビネット	個人情報などが入っている文書を保管し、施錠できるもの

(2) 防災（消防・防犯・火災保険等）について

ア 消防

- ① クラブ毎に消防計画を策定し、避難訓練を実施する（消防署と連携し年間行事へ組み込むこと）。その際、消火器の場所、使用期限等の確認を行うこと。
- ② クラブには防火管理者を置き、防火管理者研修を受けること。
- ③ 消火器等の消防設備は、クラブのすぐに取り出せるところに設置し、いつでも使える状態にしておくこと。

イ 防犯

- ① 大和郡山市は、非常通報装置の設置等、防犯対策を講じること。
- ② クラブは、地域の警察との連携を密にすること。

ウ 火災保険等

運営協議会は、万が一に備えて適切な保険に加入すること。

4. 放課後児童支援員・補助員に関するもの

運営協議会は、労働基準法（以下「労基法」とする。）その他の法令の定めるところにより、支援員の労働条件や服務規律その他就業に関する就業規則を定めること。

(1) 支援員の職務について

支援員は、児童に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図るために、研修等を通じて保育の質を高めるとともに、以下の職務を遂行するものとする。

ア 児童の健康管理、情緒の安定

イ 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、活動中及び登所・降所時の安全確保

ウ 児童の活動状況の把握

エ 遊びの活動への意欲と態度の形成

オ 遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと

カ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施

キ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

ク その他放課後における児童の健全育成上必要な活動

ケ 運営協議会への協力及び運営協議会が定める規則の順守

上記の職務を遂行するために次の業務をおこなう。

① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動

- (a) 児童の出席・退席状況の確認
- (b) 出席時の声かけ
- (c) 児童の安全・衛生の管理及び指導
- (d) 児童の健康状態の把握
- (e) 児童の情緒や気分の把握と安定への配慮

② 基本的生活習慣の確立に向けた指導

- (a) 自己の持ち物の管理や整理整頓に関すること
- (b) 手洗いやうがい等身体衛生に関すること
- (c) おやつ・食事のマナーに関すること
- (d) 当番活動等、集団での生活を維持するための協力に関すること
- (e) 活動内容や気候、自己の体調にあわせた服装や衣服の着脱等の身体管理に関すること
- (f) 宿題等、学習の習慣化に関すること

③ 遊びや体験を通じ、自主性、社会性、創造性を培う活動

- (a) 自由遊び・グループ活動・スポーツ・伝承遊び
- (b) 集団での遊び
- (c) 製作物の作成
- (d) 読み聞かせや読書活動
- (e) 季節行事や伝統行事
- (f) 遠足等のクラブ以外での活動

④ 保護者への連絡、支援、連携

- (a) おたよりや連絡帳、保護者の迎えの際等を活用した児童の状況についての家庭への連絡
- (b) 保護者からの連絡、提出物等の確認
- (c) 家族参加の行事・活動の実施
- (d) 保護者の相談への対応
- ⑤ 研修
 - (a) 奈良県放課後児童指導員等研修会
 - (b) 大和郡山市クラブ研修会 等
 - (c) 運営協議会研修会
 - (d) その他 自主研修 等
- ⑥ 各種会議への参加
 - (a) 指導員部会（毎月1回）
 - (b) 運営協議会及び総会
 - (c) その他（運営協議会への参加と協力など）
- ⑦ 事務など
 - (a) 入退所手続き、児童在籍簿作成及び記入、事故報告作成 等
 - (b) おやつや物品の購入、代金の精算、会計簿記入 等
- ⑧ その他
 - (a) 支援員間の打ち合わせ
（報告・反省・当日の指導内容やスケジュール確認・指導内容に関する検証、年間行事計画など）
 - (b) 個別の児童や保護者への対応に関する検討会
 - (c) 学校との連絡・調整及び学校行事への参加
 - (d) 児童の病気・ケガ・事故の際の学校への連絡、連携
 - (e) 関係機関・関係団体との連絡・調整
 - (f) 清掃、片付け、洗濯、消毒など
 - (g) 衛生管理及び指導
 - (h) 防犯・防災対策及び指導
 - (i) 支援員として知り得た情報の守秘義務

（２）支援員の区分について

ア 正規支援員

月額常勤であり、主任支援員として常時勤務する者

イ 臨時支援員

非常勤であり、正規支援員を補助する者

ウ 臨時補助員

非常勤であり、正規支援員又は臨時支援員を補助する者

(3) 支援員の資格について

支援員は、次の資格を有するもの。

ア 保育士

イ 小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭

ウ 児童相談員（児童福祉司又は心理判定員）

などで、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者

※資格を有するだけでなく、研修を修了しなければならない。

(4) 支援員等の勤務条件について

別紙2から4のとおりとする。ただし、保護者会運営から運営協議会への移行時においては、保護者会運営で退職金規程がある場合、一旦、精算した後に、運営協議会で新たに採用されるものとする。

5. 保護者に関するもの

(1) 保護者の役割

ア 単位クラブごとに保護者会を設け、クラブの運営が円滑になるように保護者同志、運営協議会、クラブとの連携を行う。

イ 子育てのために保護者はお互いに交流し、支えあう。

ウ 児童が安心して生活できるために、改善しなければならない実態に目を向け、運営協議会と取り組む。

エ 放課後の生活の内容を話し合い、保護者・支援員の結びつきを深める。

オ 保護者は支援員が生き生きと仕事に専念でき、働き続けられる条件や環境をつくる。

(2) クラブ運営への参画について

ア 大和郡山市のクラブを利用する保護者は、単位クラブの保護者会に入会すること。

- イ 単位クラブの保護者会代表は、総会に出席し、他の保護者に伝達すること。
- ウ 保育料を期日までに納付すること。支払わない者への対応は、第1章（7）エの規則に従うこととする。
- エ 運営協議会が定める規則を順守し、協力すること。